

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 31 年 4 月 5 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社瀧澤興業		
3	請 負 業 者 の 住 所	千葉県市川市妙典3丁目23番11号		
4	工 事 件 名	赤坂宿舎第18号建物給水管漏水修理工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	漏水修理工事 一式		
8	工 (自) 期	平成 31 年 4 月 6 日		
9	工 (至) 期	令和 元 年 5 月 20 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,665,600 円	4,320,000 円	96.1 %
	見 積 金 額	4,482,000 円	4,150,000 円	
11	随 契 理 由	<p>漏水している給水管は屋外受水槽から建物（3階建て）への給水本管であり、各台所、浴室等の生活に必要な箇所への給水を行っている給水管である。現在、3階については漏水が発生しているため、浴室を除く全ての水廻り機器を使用中止とし、入居者の生活に支障を起しているため、緊急に工事を実施する必要がある。</p> <p>株式会社瀧澤興業は、赤坂御用地東側地区での同類施工実績を有し、現場状況に精通し、迅速に対応できる唯一の会社である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3号に基づき、随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 5 月 15 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	秋篠宮御仮寓所ほか整備工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事，土木工事 各一式		
8	工 (自 期)	令和 元 年 5 月 16 日		
9	工 (至 期)	令和 元 年 6 月 28 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	31,806,000 円	29,450,000 円	99.5 %
	見 積 金 額	31,644,000 円	29,300,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，秋篠宮御仮寓所ほか整備を目的とした工事である。</p> <p>本工事は，平成30年度に竣工した「赤坂御用地事務所収蔵庫棟新築ほか工事」の補備工事であり，早期に完成させることが必要である。</p> <p>秋篠宮御仮寓所ほかの整備にあたっては，御留守中や公的行事の合間等限られた時間内に施工を完了することが求められるため，工期の短縮，経費の削減，安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも，納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は，「赤坂御用地事務所収蔵庫棟新築ほか工事」を施工した者であり，上記の条件を満たす唯一の業者であるため，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号イに基づき，同者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 6 月 21 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	秋篠宮御仮寓所ほか整備第2回工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式		
8	工 （ 自 期 ）	令和 元 年 6 月 22 日		
9	工 （ 至 期 ）	令和 元 年 8 月 30 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	17,182,800 円	15,910,000 円	97.4 %
	見 積 金 額	16,740,000 円	15,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，秋篠宮御仮寓所ほか整備を目的とした工事である。</p> <p>本工事は，平成30年度に竣工した「赤坂御用地事務所収蔵庫棟新築ほか工事」の補備工事であり，早期に完成させることが必要である。</p> <p>秋篠宮御仮寓所ほかの整備にあたっては，御留守中や公的行事の合間等限られた時間内に施工を完了することが求められるため，工期の短縮，経費の削減，安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも，納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は，「赤坂御用地事務所収蔵庫棟新築ほか工事」を施工した者であり，上記の条件を満たす唯一の業者であるため，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号イに基づき，同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和元年6月21日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	秋篠宮御仮寓所ほか整備第2回工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式
8	工期（自）	令和元年6月22日
9	工期（至）	令和元年8月30日
10	原契約請負金額	16,740,000円
11	変更契約年月日	令和元年8月23日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	572,400円
14	変更後請負金額	17,312,400円
15	変更理由	<p>1. 建物の使用勝手見直しに伴う変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移設家具追加 ・ネットフェンス新設追加 ・鋼板塀移設取止め

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 6 月 21 日		
2	請 負 業 者 名	松井建設株式会社東京支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区新川一丁目17番22号		
4	工 事 件 名	三の丸尚蔵館整備に伴う敷地準備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	解体撤去 一式		
8	工 (自) 期	令和 元 年 6 月 22 日		
9	工 (至) 期	令和 元 年 10 月 18 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	144,430,000 円	131,300,000 円	86.8 %
	見 積 金 額	125,400,000 円	114,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、庭園工事及び解体工事を含めた建築一式工事として本年3月に一般競争入札に付したところ、条件に合致する入札がなかったため不調となった。その後、本年6月に本工事内容を分割し、指名競争入札に付したところ、条件に合致する入札があったが、1者応札のため不成立となった。</p> <p>このことから、条件に合致する入札を行った松井建設株式会社を契約予定相手方として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、同社が本工事を遂行できる唯一の業者であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、松井建設株式会社と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和元年6月21日
2	請負業者名	松井建設株式会社東京支店
3	請負業者の住所	東京都中央区新川一丁目17番22号
4	工事件名	三の丸尚蔵館整備に伴う敷地準備工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	管工事
7	工事概要	解体撤去 一式
8	工期（自）	令和元年6月22日
9	工期（至）	令和元年10月18日
10	原契約請負金額	125,400,000円
11	変更契約年月日	令和元年10月11日
12	変更後工期（至）	令和元年11月29日
13	変更増減請負金額	3,960,000円
14	変更後請負金額	129,360,000円
15	変更理由	<p>建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設配管や支持地盤の現地状況から、仮囲いの仕様・位置を変更する。 ・場内の交通誘導員の配置について、実施日数に基づき精算変更とする。 ・工事手法再検討により、三の丸尚蔵館のスチールガラの撤去及びアルミパネル設置を取り止める。 ・埋設配管の状況から、今後の建物新築工事において既存雨水枡が干渉することが判明したため、雨水枡撤去・新設（1か所）を追加する。 ・工事範囲周囲の関係部局との協議により、総堀工事範囲で掘削土を近傍に仮置きすることが困難となったため、発生土の場内小運搬を追加する。また、掘削土が崩れやすく作業に支障となったため、簡易山留めを追加する。 ・本工事の掘削工事において、既存設備配管経路が想定と異なっている部分が確認された。施設機能を維持しながら工事を進めるためには、10月末までに実施予定の皇宮警察による設備工事完了後に本工事を実施する必要があるため、工期を延長する。

変更契約調書

第2回変更

1	請負契約年月日	令和元年6月21日
2	請負業者名	松井建設株式会社東京支店
3	請負業者の住所	東京都中央区新川一丁目17番22号
4	工事件名	三の丸尚蔵館整備に伴う敷地準備工事第2回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	管工事
7	工事概要	解体撤去 一式
8	工期（自）	令和元年6月22日
9	工期（至）	令和元年10月18日
10	原契約請負金額	125,400,000円
11	第1回変更契約年月日	令和元年10月11日
12	第1回変更後工期（至）	令和元年11月29日
13	第1回変更増減請負金額	3,960,000円
14	第2回変更契約年月日	令和元年11月13日
15	第2回変更後工期（至）	工期（至）は、第1回変更のとおり
16	第2回変更増減請負金額	-638,000円
17	変更後請負金額	128,722,000円
18	変更理由	<p>機械設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中埋設物の影響により仮設配管を取止める。 ・地中埋設物の影響により露出仮設配管を追加する。 ・詳細検討により井水原水の水質検査を追加する。 <p>電気設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜根作業において、既存外灯が干渉するため、外灯2箇所の撤去を追加する。 ・発注図による現地調査を実施したところ、既存配管に空配管が無いことが判明したため、各種ケーブル及び管路を変更する。 ・共同溝のレントゲン撮影を実施したところ、一部配筋を避けられないことが判明したため、共同溝の開口部分補強工事を追加する。 ・既存ハンドホール内でのケーブル結線が困難であることが判明したため、中継端子盤設置工事を追加する。 ・積載形トラックレーンによる作業が困難であることが判明したため、マンホール1基の新設を取止める。 ・本工事の掘削工事において、既存設備配管経路が想定と異なっていたため、ハンドホール2基の新設を取止める。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 7 月 4 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸各所改修工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事，土木工事 各一式		
8	工 （ 自 期 ）	令和 元 年 7 月 5 日		
9	工 （ 至 期 ）	令和 元 年 9 月 27 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	10,778,400 円	9,980,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	10,778,400 円	9,980,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、三笠宮邸居室の天井クロス張り，壁クロスの張替え等を行う工事である。</p> <p>三笠宮邸の改修にあたっては、御留守中や公的行事の合間等限られた時間内に施工を完了することが求められるため、工期の短縮，経費の削減，安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも，納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は，三笠宮邸において過去に大規模改修や増築工事を施工した者であり，上記の条件を満たす唯一の業者であるため，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号イに基づき，同者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和元年7月4日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工事件名	三笠宮邸各所改修工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事，土木工事 各一式
8	工期（自）	令和元年7月5日
9	工期（至）	令和元年9月27日
10	原契約請負金額	10,778,400円
11	変更契約年月日	令和元年11月16日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	378,000円
14	変更後請負金額	11,156,400円
15	変更理由	<p>（建築工事）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工段階検討により，以下の変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・御浴室の床仕上をタイル張りから樹脂製浴室すのこに変更する。 ・御車寄せの照明器具を1灯追加する。 2. 施工期間中に判明した事項について，以下の変更を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・侍女室扉の戸車が劣化していることが判明したため，戸車の更新を追加する。 ・御浴室の開き戸が動線に干渉することが判明したため，既存開き戸撤去及びカーテンの設置を追加する。 3. 侍女棟手洗所の給水管系統について，隠ぺい部分の一部に設計図と現状との相違があったため，新設洗面化粧台用の給水管より分岐し，既存手洗所系統給水管へ接続する。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 7 月 4 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号		
4	工 事 件 名	高輪皇族邸整備工事		
5	工 事 場 所	東京都港区高輪（高輪皇族邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，電気設備工事，機械設備工事 各一式		
8	工 （ 自 期 ）	令和 元 年 7 月 5 日		
9	工 （ 至 期 ）	令和 元 年 8 月 30 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	5,400,000 円	5,000,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	5,400,000 円	5,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は，高輪皇族邸の御殿における建築工事，電気設備工事，機械設備工事を行うものである。</p> <p>本工事は，平成30年度に竣工した「高輪皇族邸整備工事」の補備工事であり，御移居に備え早期に完成させることが必要である。当該施設は整備後に一度も使用していない施設であるため，責任区分を明確にする上で受注者が同一である必要がある。</p> <p>これらの条件のもと，確実に施工を完了させるためには，納まり及び形状等を熟知し，かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は，平成30年度の「高輪皇族邸整備工事」を施工した者であり，上記の条件を満たす唯一の業者であるため，会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号イに基づき，同者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 7 月 17 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社ミナモト		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都台東区東上野 5 - 2 3 - 1		
4	工 事 件 名	宮殿東庭中門ほか雑用水管漏水修理工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	管工事 一式		
8	工 （ 自 期 ）	令和 元 年 7 月 18 日		
9	工 （ 至 期 ）	令和 元 年 9 月 13 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,704,400 円	3,430,000 円	94.2 %
	見 積 金 額	3,488,400 円	3,230,000 円	
11	随 契 理 由	<p>漏水している雑用水管は、吹上浄水場から宮殿消防水利及び宮殿南庭散水に供給している雑用水管である。当該雑用水管が漏水していることにより、消防水利の機能に影響を及ぼすと共に、漏水に起因する陥没により宮殿行事に支障をきたすおそれがあるため、緊急に工事を実施する必要がある。</p> <p>株式会社ミナモトは、皇居内での同種施工実績を有し、現場状況に精通し、迅速に対応できる業者であるため、株式会社ミナモトと随意契約を締結する。</p> <p>適用法令 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 7 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸弱電設備改修工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）		
6	工 事 種 別	電気工事		
7	工 事 概 要	電気設備工事 一式		
8	工 (自 期)	令和 元 年 7 月 23 日		
9	工 (至 期)	令和 元 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	7,171,200 円	6,640,000 円	91.9 %
	見 積 金 額	6,588,000 円	6,100,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、常陸宮邸公室棟・私室棟の呼出装置の改修を行う工事である。</p> <p>常陸宮邸の改修にあたっては、御留守中や公的行事の合間等限られた時間内に施工を完了することが求められるため、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有し、上記の条件を満たす唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号イに基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 9 月 9 日		
2	請 負 業 者 名	鹿島建設株式会社東京建築支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区元赤坂一丁目3番8号		
4	工 事 件 名	宮殿豊明殿西廊下天井裂地張替ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	天井裂地張替工事ほか 一式		
8	工 (自 期)	令和 元 年 9 月 10 日		
9	工 (至 期)	令和 元 年 11 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	9,306,000 円	8,460,000 円	94.6 %
	見 積 金 額	8,800,000 円	8,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿豊明殿の陸屋根防水が劣化したことにより、その下部にある豊明殿西廊下天井で漏水が発生し、天井裂地に漏水染みが出てしまったため、裂地の張替及び陸屋根防水修繕工事を行うものである。</p> <p>豊明殿西廊下は、令和元年10月22日から行われる饗宴の儀において御使用になる廊下であり、宮殿内では即位礼正殿の儀に伴うリハーサルが10月中旬に頻繁に行われるため、これらの事由を考慮すると、本件工事は10月初旬には完了する必要がある。工事期間は、3～4週間程度必要なことから、緊急に契約を締結し、着手する必要がある。</p> <p>鹿島建設株式会社は、同種の工事实績（「平成27年度宮殿豊明殿保全整備工事」）があり、工事内容や作業段取りを熟知し、資機材及び人員の調達及早急に可能な唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業社と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 9 月 13 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社栄伸建設工業		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都足立区加賀 2 - 1 2 - 1 7		
4	工 事 件 名	三の丸尚蔵館整備に伴う建物解体撤去第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	ダイオキシン除染工事 一式		
8	工 （ 自 期 ）	令和 元 年 9 月 14 日		
9	工 （ 至 期 ）	令和 元 年 10 月 31 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	8,613,000 円	7,830,000 円	99.6 %
	見 積 金 額	8,580,000 円	7,800,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、令和元年7月11日に契約締結した「三の丸尚蔵館整備に伴う建物解体撤去工事」（以下、元工事）において実施した、ダイオキシンサンプリング調査の結果を受けて、ダイオキシン除染工事を行うものである。</p> <p>元工事の当初設計では、旧焼却炉の炉体を調査し、ダイオキシン不検出との結果を受けて、解体撤去に移行する見通しであったが、調査分析の結果、ダイオキシン検出との分析結果報告を受けたため、旧焼却炉体を解体撤去に先立ち、適切なダイオキシン除染処理を実施する必要性が生じた。</p> <p>ダイオキシン除染工事は、元工事と同一の施設を対象にしており、本件工事には建物外周の足場の仮設や、内部の養生が必要である。このため、元工事と本工事の施工者が異なる場合は、責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が管理的に必要と判断され、工期の短縮、経費増の抑制、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも元工事受注者以外の者に施工させることが不利と認められる。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イに基づき、元工事の受注者である株式会社栄伸建設工業と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 9 月 18 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目15番2号		
4	工 事 件 名	斎田抜穂の儀に伴う施設取設及び撤去		
5	工 事 場 所	栃木県塩谷郡高根沢町，京都府南丹市		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	布設及び撤去 一式		
8	工 (自 期)	令和 元 年 9 月 18 日		
9	工 (至 期)	令和 元 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	52,173,000 円	47,430,000 円	99.3 %
	見 積 金 額	51,799,000 円	47,090,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本業務は、「斎田抜穂の儀」及び「斎田抜穂前一日大祓」に伴い、斎場等施設を設営する業務である。</p> <p>「斎田抜穂前一日大祓」及び「斎田抜穂の儀」が9月下旬～10月上旬に予定されているところ、「斎田抜穂前一日大祓」及び「斎田抜穂の儀」の実施場所が、9月18日に確定（発表）した。本業務は、この限られた期間で斎場等施設の設営を行わなければならないため、競争に付す時間的余裕がなく、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。</p> <p>株式会社大林組は、平成2年に「斎田抜穂の儀」及び「斎田抜穂前一日大祓」の斎場等施設の設営業務の経験から、この限られた期間内に業務を確実に完成させられる実力を有している。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 10 月 2 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社泉山園		
3	請 負 業 者 の 住 所	神奈川県鎌倉市浄明寺五丁目 1 - 4		
4	工 事 件 名	護良親王墓台風被害木処理工事		
5	工 事 場 所	神奈川県鎌倉市二階堂（護良親王墓内）		
6	工 事 種 別	造園工事		
7	工 事 概 要	樹木管理 一式		
8	工 (自 期)	令和 元 年 10 月 3 日		
9	工 (至 期)	令和 元 年 12 月 27 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	11,077,000 円	10,070,000 円	90.3 %
	見 積 金 額	9,999,000 円	9,090,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、令和元年9月9日未明に台風15号の強風により、護良親王墓境界沿い内で樹木の倒伏、幹折れが発生し、墓内参道を塞いでいるため、これらを撤去するものである。</p> <p>参道を塞ぐ倒木の撤去を行わないことには、その後の墓内及び近隣住民等への安全対策措置がとれないことから、早急に着手する必要がある。</p> <p>株式会社泉山園は、施工場所の近隣で造園業を営み、当庁発注の「護良親王墓庭園管理工事」を受注しており、現地を熟知し、巨木撤去処理の実績を有している。また、人員の手配などが迅速に対応可能な唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業社と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 10 月 15 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	宮殿正殿ブラインドシャッター修繕ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	ブラインドシャッター修繕 一式		
8	工 (自 期)	令和 元 年 10 月 15 日		
9	工 (至 期)	令和 2 年 1 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,949,000 円	3,590,000 円	97.5 %
	見 積 金 額	3,850,000 円	3,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>令和元年10月22日に行われる即位礼正殿の儀のため布設した正殿中庭側のガラス窓上に設置した帽額（もこう）について、同月12日（土）に通過する台風対策のため、同月11日（金）に養生シートと樹脂製ネットで覆い、ビニルひもでブラインドシャッター（以下「シャッター」という。）に結束し、同月14日（月）まで保護していたところ、同月13日（日）に行われた即位礼正殿の儀の習礼に際し、シャッターを上げたため、シャッターが損傷する事態が発生した。</p> <p>損傷状況を調査したところ、正殿竹の間前のシャッターは上下動作不能な状況で、そのほかに10か所ほどシャッター部材の変形があることが判明した。</p> <p>そのため、即位礼正殿の儀の催行に支障が出ないように、動作不能部分のシャッター部材を一時的に取り外し保管し、竹の間前以外の正殿中庭側シャッター部材の動作安全確認等を行う必要が生じた。</p> <p>本工事は、即位礼正殿の儀までに緊急に実施しなければならず、競争に付す時間的余裕がないため、同場所にて「即位礼正殿の儀ほか宮殿諸施設布設及び撤去」を施工中であり、布設内容や作業段取りを熟知し、資機材及び人員の調達が早急に可能な清水建設株式会社が対応できる唯一の会社であり、同社と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 元 年 11 月 25 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社東工務店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都荒川区東尾久3丁目9番15号		
4	工 事 件 名	秋篠宮邸改修ほか工事に伴う解体第2回工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	解体工事		
7	工 事 概 要	解体撤去 一式		
8	工 (自 期)	令和 元 年 11 月 26 日		
9	工 (至 期)	令和 元 年 12 月 20 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,168,000 円	2,880,000 円	97.2 %
	見 積 金 額	3,080,000 円	2,800,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、「秋篠宮邸改修ほか工事に伴う解体工事」からの継続工事であり、一体の施設の解体等を目的とする工事であること及び現在施工中の工事と本工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になり密接不可分な関係にあることから、一貫した施工管理が必要で判断され、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも、「秋篠宮邸改修ほか工事」の施工者である株式会社東工務店以外の者に施工させることは不利と認められるため、当該者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令 和 2 年 3 月 5 日		
2	請 負 業 者 名	日本道路株式会社東京支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都文京区目白台2丁目6番14号		
4	工 事 件 名	皇居上道灌濠沿い道路改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	道路改修 一式		
8	工 （ 自 ） 期	令 和 2 年 3 月 6 日		
9	工 （ 至 ） 期	令 和 2 年 8 月 21 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	98,373,000 円	89,430,000 円	99.97 %
	見 積 金 額	98,340,000 円	89,400,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は、皇居正門から半蔵門を結ぶ構内主要道路である「上道灌濠沿い道路」の舗装修繕及び埋設設備の改修を行う工事である。</p> <p>本件は、令和元年7月に一般競争入札の公告を行ったところ、入札の参加を希望する者がいなかったため、不調となった。その後、本年1月に指名競争入札に付したところ、当庁の定める予定価格に達する入札がなかったため、不落となった。</p> <p>このことから、指名競争入札において一番低い価格の入札をした日本道路株式会社を契約予定相手方として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、同社が本工事を遂行できる唯一の業者であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、日本道路株式会社と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和2年3月5日
2	請負業者名	日本道路株式会社東京支店
3	請負業者の住所	東京都文京区目白台2丁目6番14号
4	工事件名	皇居上道灌濠沿い道路改修工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	土木一式工事
7	工事概要	道路改修 一式
8	工期（自）	令和2年3月6日
9	工期（至）	令和2年8月21日
10	原契約請負金額	98,340,000円
11	変更契約年月日	令和2年8月7日
12	変更後工期（至）	令和2年10月30日
13	変更増減請負金額	5,610,000円
14	変更後請負金額	103,950,000円
15	変更理由	<p>舗装工【上道灌濠沿い】 舗装打換え工において、既存の安定処理路盤が設計と異なり鉋さいで構築されていたため、その処理について増変更を行う。また、これに伴い工事期間を延長する。</p>

変更契約調書

第2回変更

1	請負契約年月日	令和2年3月5日
2	請負業者名	日本道路株式会社東京支店
3	請負業者の住所	東京都文京区目白台2丁目6番14号
4	工事件名	皇居上道灌濠沿い道路改修工事第2回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	土木一式工事
7	工事概要	道路改修一式
8	工期（自）	令和2年3月6日
9	工期（至）	令和2年8月21日
10	原契約請負金額	98,340,000円
11	第1回変更契約年月日	令和2年8月7日
12	第1回変更後工期（至）	令和2年10月30日
13	第1回変更増減請負金額	5,610,000円
14	第2回変更契約年月日	令和2年10月23日
15	第2回変更後工期（至）	工期（至）は、第1回変更のとおり
16	第2回変更増減請負金額	7,480,000円
17	変更後請負金額	111,430,000円
18	変更理由	<p>I 土木工事</p> <p>【上道灌濠沿い】 舗装工において、既設舗装構成が設計と相違があったことから、新設舗装構成を変更する。 電気設備工事の掘削に伴い植栽工を追加する。</p> <p>【宮内庁二期庁舎北口玄関前】 試掘の結果、地中の排水管破断及び玄関下に開口部が確認されたことから、排水構造物工、擁壁工を追加増工する。</p> <p>【吹上大宮御所正門前】 関係機関との協議に伴い、交通管理工を追加する。</p> <p>【桔梗門内】 現地調査の結果、歩行者通行帯として土系舗装工を追加する。</p> <p>【生研通り】 現地調査の結果、電気設備工事の追工に伴い、舗装工を追加する。</p> <p>II 設備工事</p> <p>1. 機械設備工事 現地調査の結果、既存污水管が破損し污水が滞留していたため、污水配管管内洗浄を追加する。</p> <p>2. 電気設備工事 現地精査の結果、構内配電線路の数量変更（増）を行う。</p>